

特定子ども・子育て支援施設等確認指導実施要綱

(総則)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定により特定子ども・子育て支援を提供する特定子ども・子育て支援施設等に対する確認指導については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。
- (3) 確認指導 法第30条の3において準用する法第14条第1項の規定により市が行う質問、立入り及び検査等をいう。
- (4) 運営基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）をいう。
- (5) 子育てのための施設等利用給付 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付をいう。

(確認指導の目的)

第3条 確認指導は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までを遵守させることを目的とする。

(確認指導の方法)

第4条 特定子ども・子育て支援施設等に対する確認指導の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 確認指導対象となる特定子ども・子育て支援施設等の関係職員を、必要に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。
- (2) 実地指導 確認指導対象となる特定子ども・子育て支援施設等の事業所において関係書類を閲覧し、関係職員との面談により実施する。

(実地指導の対象の選定)

第5条 実地指導は、次の各号に定めるとおり、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に定期的かつ計画的に行う。

- (1) 原則として、4年に1回実施することとし、毎年度、市長が対象となる

特定子ども・子育て支援施設等を選定する。

(2) 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題があるなど、引き続き指導が必要と認める特定子ども・子育て支援施設等については、翌年度において実施することができる。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める特定子ども・子育て支援施設等を対象に実施する。

(実地指導の実施体制)

第6条 実地指導の実施体制は、福祉こども部指導監査課の職員をもって編成するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(事前準備等)

第7条 実地指導の実施に当たっては、対象となる特定子ども・子育て支援施設等に対し、根拠法令、目的、期日、場所、準備すべき資料等を記載した文書を事前に通知するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、実地指導開始時に当該文書を手渡すものとする。

2 実地指導の実施に当たっては、必要となる書類の提出を、事前に特定子ども・子育て支援施設等に求めることができる。

(結果の報告)

第8条 実地指導の実施に当たった職員は、実地指導終了後、速やかに指導結果について復命書を作成し、市長に報告するものとする。

(通知等)

第9条 市長は、指導結果について必要な検討を行い、当該特定子ども・子育て支援施設等の問題点の解消に必要な指導事項を決定し、その内容を具体的に書面により速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項の通知内容について期限を付して報告を求めることができるものとする。

(情報の提供)

第10条 市長は、特定子ども・子育て支援施設等に対して実施した確認指導の内容及び結果について必要があると認めるときは、神奈川県知事、関係する他の市町村長へその情報を提供するものとする。

(監査への変更)

第11条 市長は、実地指導中に次の状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに特定子ども・子育て支援施設等確認監査実施要綱（令和6年4月1日制定）の規定に基づく監査を行うことができる。

(1) 運営基準について著しい違反があると認められる場合

(2) 子育てのための施設等利用給付の請求について、著しく不正な請求が認められる場合

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。